

平成30年12月 鞍手町農業委員会定例総会議事録

(第12回)

注：発言の内容についてはその要旨を記載しています。

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消してあります。

第12回 鞍手町農業委員会総会議事録

平成30年12月7日

開催場所 議事堂

出席委員（12名） 相葉富雄（会長）、幸田剛（副会長）、小長光隆（副会長）
栗田美和、栗田英洋、筒井浩一、石田祐二、福本平
花田貴志、白石信幸、安永洋一、田中勉、遠藤幸男

欠席委員（0名）

事務局職員（2名） 筒井英和事務局長、中勇一郎係長

会議の概要

会 長 それでは定刻になりましたので、ただ今より第12回鞍手町農業委員会を開催致します。本日の出席人員は12名で、会議は成立致します。本日の議事録署名委員は12番の遠藤幸男委員と1番の栗田美和委員の2名を指名致します。議案については事前配布でございますので、事務局長より議案朗読及びその他の報告を致します。

局 長 それでは、議案の朗読をさせていただきます。

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第35号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 2件
議案第36号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 14件
議案第37号 農用地利用集積計画(利用権移転)について 44件
以上が本日の議題であります。

続きまして非農地証明願いが1件ございます。農地第一分科会で現地調査実施後審査の結果承認することとしましたので報告いたします。内容につきましては本日総会資料の16ページから17ページの通りとなっておりますのでご覧いただきたいと思っております。続きまして農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約、3件を報告いたします。配布しました資料のとおり、〇〇様、〇〇様、〇〇様より農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたのでご報告いたします。内容といたしましては資料の18ページから19ページのとおりでございます。

続きまして、来月の日程でございますが、農地第一部会を平成31年1月10日の木曜日、午後1時30分から、農業委員会総会を平成31年1月11日の金曜日、午後1時30分からそれぞれ予定しておりますのでよろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

会 長 それでは、議案の審議に移ります。議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について1件。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について1件。譲受人○氏、譲渡人○氏、申請土地、新延○○番地、登記田、現況地目畑、面積○○㎡、譲受人の耕作面積○○㎡、申請理由は売買であります。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業経験の状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、第2項第1項の要件には該当しない。第2項第2号、第2項第3号は適用なし。譲受人は農作業を行う必要がある日について農作業に従事すると見込まれるため第2項第4号は該当しない。譲受人が耕作の事業に供すべき農地は農業委員会が定める下限面積を超えているので第2項第5号は該当しない。許可申請に係る農地は譲受人の所有農地であるため転貸にはあたらないため、第2項第6号は該当しない。譲受人は申請農地周辺にて農作業に従事しており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられるため、第2項第7号は該当しない。このことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長 それでは、議案の審議に移ります。議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について1件。本案においては農地第一分科会で事前審査をしておりますので農地部会会長の審査報告を求めます。農地部会会長 小長光隆君。

農地部会長 議案審査報告、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について1件。上記の議案について12月6日農地第一分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年12月7日、農地部会長 小長光隆。

会 長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問はございませんか。

「ありません」の声あり

会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

「ありません」の声あり

会 長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

会 長 ご異議がないようですので本案は申請どおり許可することに決定しました。

会 長 続きまして、議案第35号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 2件。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第35号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 2件。1件目、福岡県農業振興推進機構から〇〇氏への所有権移転です。申請土地は新北〇〇番地、外1筆、登記地目及び現況地目は田、合計面積〇〇㎡、利用目的は田として、対価〇〇円、所有権移転の時期、対価の支払時期、引渡の時期は平成30年12月25日であります。2件目、〇〇氏から福岡県農業振興推進機構への所有権移転です。申請土地は上木月〇〇番地、外8筆、登記地目及び現況地目は田、合計面積〇〇㎡、利用目的は田として、対価〇〇円、所有権移転の時期、対価の支払時期、引渡の時期は平成30年12月25日であります。以上です。

会 長 それでは審議に移ります、議案第35号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 2件。本案においては農地第一分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光 隆 君。

農地部会長 議案審査報告、議案第35号 農用地利用集積計画(所有権移転)について2件。上記の議案について12月6日 農地第一分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年12月7日、農地部会長 小長光 隆。

会 長 　　ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問はございませんか。

「ありません」の声あり

会 長 　　質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

「ありません」の声あり

会 長 　　意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

会 長 　　ご異議がないようですので、本案について承認することを町長に報告します。

会 長 　　続きまして、議案第36号 となっておりますが議事参与の制限により私と〇〇委員が退席いたします。

(相葉会長、筒井委員 退席)

副 会 長 　　それでは、議案第36号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 14件。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 　　議案第36号 農用地利用集積計画(利用権設定) 14件。新規8件、利用権を設定する土地、新延〇〇番地、外〇筆、現況地目田及び畑、合計面積〇〇㎡、利用権の種類は賃貸借及び使用貸借権設定、内容水稻、始期は平成30年12月20日、及び平成30年12月22日、存続期間はそれぞれ5年から20年。借賃は旧耕作料に準ずるであります。再設定6件、利用権を設定する土地、木月〇〇番地、外〇筆、現況地目田、合計面積〇〇㎡、利用権の種類は賃貸借権設定、内容水稻、始期は平成30年12月20日、及び平成30年12月22日、存続期間はそれぞれ5年から10年。借賃は旧耕作料に準ずるであります。以上14件の利用権設定について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

副 会 長 それでは議案審議に移ります。議案第36号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 14件。本案においては農地第一分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光 隆 君。

農地部会長 議案審査報告、議案第36号 農用地利用集積計画(利用権設定)について14件。上記の議案について12月6日農地第一分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年12月7日、農地部会長 小長光 隆。

副 会 長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問はございませんか。

「ありません」の声あり

副 会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

「ありません」の声あり

副 会 長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

副 会 長 ご異議がないようですので本案は農地部会長の報告通り町長に回答することに決定いたしました。

(相葉会長、筒井委員 入室)

会 長 続きまして、議案第37号 農用地利用集積計画(利用権移転)について 44件。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第37号 農用地利用集積計画(利用権移転)について 44件。〇〇氏から〇〇氏への利用権移転です。申請土地は長谷〇〇番地、外43筆、登記地目及び現況地目は田、合計面積〇〇㎡、利用権の種類は賃借権、内容は水稲、移転の時期は平成31年1月1日、借賃は旧耕作料に準ずる。以上で

す。

会 長 それでは議案審議に移ります、議案第37号 農用地利用集積計画(利用権移転)について 44件。本案においては農地第一分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光 隆 君。

農地部会長 議案審査報告、議案第37号 農用地利用集積計画(利用権移転)について44件。上記の議案について12月6日農地第一分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年12月7日、農地部会長 小長光 隆。

会 長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問はございませんか。

「ありません」の声あり

会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

「ありません」の声あり

会 長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

会 長 ご異議がないようですので本案は農地部会長の報告通り町長に報告することに決定しました。

会 長 次にその他に移ります。ご意見等はありませんか？

〇〇委員 議案第35号の推進機構と〇〇氏のは利用権の関係でこうなっている？

会 長 いえ、これは売買です。機構を通して第三者への売買ということです。

会 長 他にご意見等はありませんか？よろしいでしょうか。

会 長 それでは、これもちまして総会を閉会いたします。

議事録署名委員

安 永 洋 一

田 中 勉